

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要綱 (市民課) 3
- 通知カード・個人番号カード関連事務を行わせる旨の告示 (市民課) 5
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 5
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 7
- 公示送達 (税務課) 8
- 行旅病人及び行旅死亡人の告示 (地域福祉課) 10
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 10

—— 公 告 ——

- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 11
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 12
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 16

—— 任免及び辞令 ——

議会事務局欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市議会傍聴規則の一部改正 17

教育委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱 18

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 19

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 20
- 亀岡市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表 20
- 選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 20
- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 20
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 21

○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	21	○亀岡市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	28
○亀岡市議会議員一般選挙の期日	21	○亀岡市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	28
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	21	○亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更	29
○亀岡市議会議員一般選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所	22	○亀岡市議会議員一般選挙の選挙会の日時の変更	29
○亀岡市議会議員一般選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額	22	○亀岡市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名	30
○亀岡市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色	22	上下水道部欄	
○亀岡市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式	22	—— 告 示 ——	
○亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所	24	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示	31
○亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	24	○亀岡市指定給水装置工事業者における事業廃止の告示	31
○亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票所	25		
○亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者の選任	26		
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時	27		
○亀岡市議会議員一般選挙における開票事務	27		
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限	27		
○亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	27		

告示

亀岡市告示第1号

亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要綱を次のように定める。

平成27年1月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、不正取得された者(以下「本人」という。)に対し、不正取得の事実を通知することにより、不正取得による個人の権利の侵害を防止するとともに、不正請求及び不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、削除された住民票の写し、削除された住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し及び削除された戸籍の附票の写し

イ 戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれ

た戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面及び届書に記載した事項に関する証明書

(2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、受けることをいう。

(3) 職務上請求書 特定事務受任者(弁護士(弁護士法人を含む。)、司法書士(司法書士法人を含む。)、土地家屋調査士(土地家屋調査士法人を含む。)、税理士(税理士法人を含む。)、社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)、弁理士(特許業務法人を含む。)、海事代理士又は行政書士(行政書士法人を含む。))をいう。)の所属する団体等が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(不正取得の事実確認)

第3条 市長は、交付した住民票の写し等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事実関係を確認し、不正取得か否かを判断するものとする。

(1) 住基法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定した場合

(2) 法務局、京都府その他の関係機関から、偽造又は紛失の通知があった職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

(3) 前2号には該当しないが、その様態から同一事件として不正取得に当たる蓋然性が高いと認められる場合

(抗議等)

第4条 市長は、前条の規定により不正取得であると判断した場合には、直ちに当該不正取得をした者(以下「不正取得者」という。)

に抗議を行い、併せて、不正取得した住民票の写し等の返還並びに不正取得の目的及び不正取得した住民票の写し等の使途に関する報告を求めるとともに、本人に次条の通知を行う旨を通告するものとする。

2 不正取得が職務上請求書によるものである場合には、市長は、当該不正取得者の所属する団体等に対して、会員に対する指導を要請するものとする。

3 市長は、第1項の抗議を行った場合には、必要に応じてその事実を公表するものとする。

(通知の要件)

第5条 市長は、次の各号の全てに該当する場合に、本人に不正取得の事実を通知するものとする。

(1) 第3条の規定により不正取得であると判断した場合

(2) 不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が保存されている場合

(3) 次条に定める通知の対象者の所在が判明している場合

(通知の対象者)

第6条 通知の対象者は、次の各号の場合に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 不正取得された住民票の写し等が本人のみを記載したものである場合 本人

(2) 世帯又は戸籍全員を記載したものである場合 世帯主又は戸籍の筆頭者（世帯主又は戸籍の筆頭者が死亡しているときは、当該住民票の写し等に記載された者のうち市長が別に定めるもの）

(通知の方法)

第7条 市長は、第5条の通知を行うときは、あらかじめ通知の対象者に不正取得があったことを連絡し、不正取得に関する説明を受ける意思を確認するものとする。

2 市長は、前項の確認の結果、当該対象者が説明を希望する場合には、面談その他適切な

方法により、説明するものとする。

3 第1項の連絡及び前項の説明に当たっては、プライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、住民票の写し等に記載されている者が不利益を受けることのないようにしなければならない。

(通知の内容)

第8条 前条第2項の面談により通知する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通知を行う理由

(2) 不正取得の事実関係

ア 不正取得が行われた時期

イ 不正取得者の住所及び氏名

ウ 不正取得された請求の種別及び通数

(3) その他必要と認める事項

2 前項の事項の説明に当たり、通知の対象者から資料提供を求める申出があった場合には、速やかな開示に努めるものとする。

(通知後の対応)

第9条 前条の規定による説明を行った後、説明を受けた者から人権侵害に係る問題の提起又は相談があった場合には、人権担当部署及び関係機関が連携を図り、適切に対応するものとする。

2 前項に定めるもののほか、債権又は相続等に係る相談があった場合には、法律相談等を行っている機関を紹介するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定により、平成26年12月5日に地方公共団体システム機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした。

平成27年1月5日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第3号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年1月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0706-15022

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年1月6日

「揭示済」

亀岡市告示第4号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年1月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-12068

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年1月6日

「揭示済」

亀岡市告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年1月8日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

督促状 平成26年度軽自動車税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略

17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成25年亀岡市告示第192号）の一部を次のように改正する。

平成27年1月15日

亀岡市長 栗山正隆

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（住宅再建関連経費の額）

第11条 市長は、第3条の規定による補助のほか、被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主が住宅再建関連経費（被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、当該世帯主が実施する被災住宅の再建等に関連する経費（支援対象経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、当該世帯主が支出するもの（その支払いが平成28年10月31日までに完了するものに限る。）をいう。以下同じ。）について支出したときは、当該世帯主に対し、住宅再建関連補助対象経費（当該世帯主につき5万円を超える額を除く。）について、補助金を交付することができる。ただし、当該世帯主の支出に係る支援対象事業経費が別表に掲げる区分に応じ同表の基準限度額の欄に掲げる額を超えるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年1月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

督促状 平成26年度第4期分固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略

11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年1月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 死亡人の本籍 不詳
住所又は国籍
- 2 死亡人の氏名 不詳
- 3 年 齢 不詳
- 4 性 別 男
- 5 死亡の日時 不詳
- 6 死亡の場所 不詳
- 7 死亡の原因 不詳
- 8 発見日時 平成26年12月14日（日）
午後2時10分頃
- 9 発見場所 亀岡市保津町今石108番地
の1北東方約2.5kmの保津山山中
- 10 所持金品 1,708円
- 11 人相・体格
特徴・着衣
年齢50歳から60歳の男性、身長約170
センチメートル前後と思われる。上衣は

黒色パーカー、青色長袖シャツ、色不明Tシャツ、下衣は紺色ジーパン、チェック柄トランクス、黒と灰色の靴（サイズ25.5cm）、靴下（軍足）、両膝サポーター、黒色ベルト。白骨化している箇所もあるが、骨の骨折等外傷は認められない。

12 死 体 処 理

平成27年1月19日京都府亀岡警察署長から、身元不明の遺骨の引取り要請があり、1月21日に引渡しを受け、1月23日に火葬を行い、遺骨は葬儀業者が指定する場所で保管する。

以上のとおり相違ないので、心当たりの方は亀岡市役所（地域福祉課保護第2係）まで申し出てください。

（電話番号0771-25-5030）

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年1月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置さ

れていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年1月29日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 4台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第1号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成27年1月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

千代川町小林植田・北ノ田の一部

千代川町小林植田・下戸の一部

千代川町小林下戸の一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

平成27年1月5日から

平成27年1月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第2号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年1月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---------------------------|------------------------|
| (1) 工事番号 | 道改第18号 | |
| (2) 工事名 | 市道北古世西川線道路新設改良工事（第1工区その5） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町柏原外地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 29.0m |
| | | W = 11.0m |
| | 土工 | 1.0式 |
| | 橋梁上部工（拡幅橋） | |
| | プレテンション桁購入工（耳桁） | N = 2.0基 |
| | プレテンション桁購入工（中桁） | N = 1.0基 |
| | 架設工（クレーン架設） | 1.0式 |
| | 横組工 | 1.0式 |
| | 橋梁附属物工 | 1.0式 |
| | 橋梁上部工（既設橋） | |
| | 橋梁附属物工 | 1.0式 |
| | 橋梁下部工 | |
| | 逆T式橋台 | N = 2.0基 |
| | 場所打杭工（高耐力マイクロパイル工） | N = 8.0本 |
| | 既設橋補強工 | |
| | 床板補強工 | 1.0式 |
| | 護岸工 | |
| | 護岸工（コンクリートブロック積） | A = 29.2m ² |
| | 仮設工 | |
| | 土留工 | 1.0式 |
| | 地盤改良工（薬液注入） | 1.0式 |
| (6) 予定価格（税込） | 92,946,960円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 86,062,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成27年3月31日まで | |

- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年1月13日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年1月13日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年1月19日（月） 午前9時から午後5時まで 平成27年1月20日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年1月22日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年1月16日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年1月23日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年1月27日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	平成27年2月2日（月） 午前9時から午後5時まで 平成27年2月3日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年2月4日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年1月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成27年1月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

木 藤 伸一朗
八 嶋 正
藤 本 江美子
稲 原 宏 充
楠 善 夫
廣 瀬 千鶴子
石 山 耐 子
細 川 武
池 上 素 子

(各 通)

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します

任期は平成28年12月31日までとします

渡 邊 博 己
小野里 光 広
山 田 智 久
前 田 厚 子
兒 嶋 正 晴

(各 通)

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱します

任期は平成28年12月31日までとします

堂 淳 子

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

平成27年1月1日

井 上 清 美
茨 木 儀 一
桂 明 宏
栗 山 久美子
高 田 己喜男
田 中 義 雄
眞 継 弘 子
山 脇 英 富

(各 通)

亀岡市総合農政計画審議会委員に委嘱します
任期は平成29年1月29日までとします

平成27年1月30日

議会事務局欄

規則

亀岡市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月14日

亀岡市議会議長 明田 昭

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会傍聴規則の一部を改正する規則

亀岡市議会傍聴規則（昭和58年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、報道関係者で撮影等取材のために特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第6条第1項第2号中「、双眼鏡の類、楽器その他音を出すための道具等、会議の進行を妨害するおそれのある」を「その他意思を表示する」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器その他の音のするものを携帯している者

(4) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。

3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条第3号中「し、」を「する等」に改め、同条第5号中「は電源を切り使用」を「、パソコンその他の情報通信機器を使用（着信音等を発することを含む。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、会議内容を筆記するために使用する場合は、この限りでない。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を次のように定める。

平成27年1月26日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会
設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定及び亀岡市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、亀岡市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) いじめ防止等に関する市、教育委員会、学校、関係機関及び団体との連携に関すること。
- (2) いじめ防止等の対策に関すること。
- (3) その他いじめ防止等に係る施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員は、学校関係者、住民団体、地域福祉団体、行政等のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、連絡協議会を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

2 連絡協議会は、会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日以後、最初に委嘱又は任命された連絡協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年4月30日までとする。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年1月1日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表(14)の項中「以上」を削り、「7日に当該子の数から1を減じて得た数を加えて得た日数」を「10日。当該子を3人以上養育する職員にあっては、10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成27年1月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

省 略

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、亀岡市公報により行う。

平成27年1月13日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成27年1月15日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 縦覧の期間 平成27年1月18日

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年1月17日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1,481人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年1月17日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24,671人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年1月17日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12,336人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

亀岡市議会議員一般選挙の期日を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

選挙の期日 平成27年1月25日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

選挙長	省略	野崎千恵子
同職務代理者	省略	岡野宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市選挙管理委員会事務局
(亀岡市役所内)

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市議会議員一般選挙
3,745,000円

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 亀岡市議会議員一般選挙
- 街頭演説用標旗
白地に黒色の文字
- 街頭演説用腕章
白地に黒色の文字
- 自動車の乗員用腕章
白地に黒色の文字
- 自動車の表示板
白地(木板)に黒色の文字
- 拡声機の表示板
白地(木板)に黒色の文字

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

(表)

(裏)

こうほしやしめい 候補者氏名	<p style="text-align: right;">平成27年執行 亀岡市議会議員一般選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 亀岡市選 挙管理委 員会之印 </div>
-------------------	--

(表)

(裏)

点字投票	<p style="text-align: right;">平成27年執行 亀岡市議会議員一般選挙投票</p> <p>(注意)</p> <p>一 候補者の氏名を一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 亀岡市選 挙管理委 員会之印 </div>
------	--

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所 市民ホール

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成27年1月25日執行 亀岡市議会議員一般選挙
 期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成27年1月19日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成27年1月20日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略
平成27年1月21日	野崎千恵子	省略	岡野宗忠	省略
平成27年1月22日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成27年1月23日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成27年1月24日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市稗田野生涯学習センター	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市稗田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成27年1月25日 亀岡市議会議員一般選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	関久夫	省略	服部哲也	省略
	2	田村彌治郎	省略	數井克俊	省略
東別院	3	今井淳喜	省略	伴田恵	省略
西別院	5	細見恵美子	省略	齋田善弘	省略
	6	鈴木靖	省略	川田昌亮	省略
曾我部	7	松岡幸治郎	省略	今西恵一	省略
	8	山内幸治	省略	谷口裕	省略
吉川	9	美馬祥伸	省略	大西光治	省略
稗田野	10	山片良人	省略	山崎浩久	省略
	11	森剛造	省略	坂田泰孝	省略
本梅	12	小畑太郎	省略	數井智之	省略
	13	加舎貞夫	省略	森敏郎	省略
畑野	14	竹形真一	省略	山内美恵	省略
	15	谷口文雄	省略	福井敏行	省略
宮前	16	井内利博	省略	岩城光太	省略
	17	人見敬久	省略	三宅晃圓	省略
	18	太田裕	省略	西田貴弘	省略
大井	19	山下勝美	省略	三宅敦史	省略
	20	高橋正	省略	中川秀和	省略
千代川	21	津田日吉	省略	野々村寿良	省略
	22	安達耕一郎	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	畑貴志	省略	橋本泰典	省略
	24	浅田義一	省略	的場義則	省略
	25	堤末夫	省略	中野明之	省略
旭	26	平井厚生	省略	平井好子	省略
	27	人見洋一	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	橋本秀行	省略	吉田千春	省略
	29	西田茂美	省略	安藤美佳	省略
	30	杉崎六男	省略	木村邦彦	省略
河原林	31	中川利治	省略	岸裕一郎	省略
	32	関祐二	省略	桂明仁	省略
保津	33	溝行一夫	省略	桂和裕	省略
東本梅	35	古賀博光	省略	中川満智	省略
	36	中西顯	省略	井内康博	省略
篠	37	上垣伊三男	省略	藤本祥之	省略
篠・東つじ	38	谷口貢	省略	山内剛	省略
西つじ	39	石黒健	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	人見真司	省略
篠	41	高木平夫	省略	細江豊隆	省略
南つじ	42	西野秀一	省略	鶴飼均	省略
東別院	43	濱井一夫	省略	鎌江裕	省略
篠	44	庵原守	省略	木村公一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 日 時 平成27年1月25日
午後9時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務に合わせて行う。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限は、平成27年1月18日とする。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成27年1月18日
午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成27年1月18日
午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年1月18日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成27年1月22日
午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

平成27年1月23日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第29投票区	省略	西田しづ子	省略	西田茂美

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙の選挙会の日時を次のように変更する。

平成27年1月25日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

選挙会日時 平成27年1月25日 午後8時50分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

平成27年1月25日執行の亀岡市議会議員一般選挙において、当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成27年1月26日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

住 所	氏 名
省略	堤 松 男
省略	三 上 泉
省略	富 谷 加都子
省略	山 本 由美子
省略	石 野 善 司
省略	湊 泰 孝
省略	奥 野 正 三
省略	藤 本 弘
省略	小 川 克 己
省略	西 口 純 生
省略	齊 藤 一 義
省略	並 河 愛 子
省略	馬 場 隆
省略	平 本 英 久
省略	酒 井 安紀子
省略	小 松 康 之
省略	木 曾 利 廣
省略	奥 村 泰 幸
省略	福 井 英 昭
省略	田 中 豊
省略	小 島 義 秀
省略	菱 田 光 紀
省略	竹 田 幸 生
省略	明 田 昭

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の取消しの告示

平成27年1月8日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第9条第1項の規定により亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届が提出された。

よって、同規程第10条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第15条第1項第2号の規定により告示する。

記

1 辞退した日

平成26年12月25日

2 辞退した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
243	今堀水道工業株式会社	代表取締役 井上 昌司	木津川市木津南後背159番18

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

平成27年1月26日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
111	今堀水道工業株式会社	代表取締役 井上 昌司	京都府木津川市木津南後背159番18

「揭示済」